

遺言書について

法律のやさしい解説
(p.54) 参照

記入日 :

見 月 日

はじめに

自分のこと

家族と親族

友人・知人

財産管理

医療と介護

気になること

文化・芸術の思い出

相続と遺言

葬儀とお墓

大切な人のメッセージ

- 遺言書を作成していないと遺産相続の際に時間と費用がかかるおそれがあります。

記入しておくことであなたの家族の負担が軽くなります。

※エンディングノートは遺言書にはなりません。

■ 遺言書について

遺言書の種類	<input type="checkbox"/> 自筆証書遺言	<input type="checkbox"/> 公正証書遺言
	<input type="checkbox"/> 秘密証書遺言	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 遺言書は作成していない	
作成日	年 月 日	
遺言執行者		連絡先
保管場所		
備 考		

■ 作成を依頼もしくは相談している専門家

事務所名	名前
住 所	
電 話	
依頼内容	

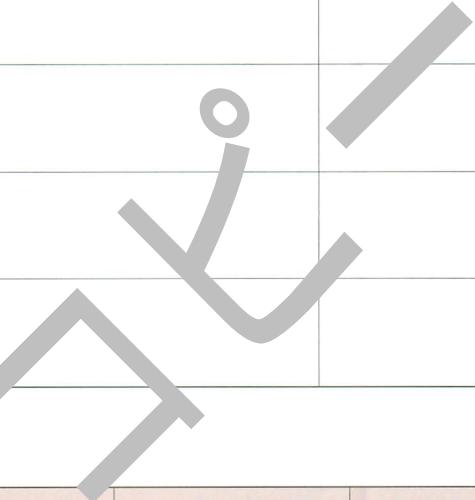
メモ

（メモ用紙）

- あなたに万一のことがあった場合に備えて、相続に関する希望や考え方を記入しておきましょう。あなたの遺産の相続人は誰なのか、確認しておきましょう。
 - 大切にしているもので、形見分けとして譲りたいものがあれば記入しましょう。
- *ここに記入すると、家族の参考情報として役立ちますが、法的な効力はありません。

■ 遺産分割について

相続させたい相手	相続の内容	相続させる理由



■ 形見分けについて

品名	贈りたい相手	保管場所	相手の連絡先	理由など

はじめに

自分のこと

家族と親族

友人・知人

財産管理

医療と介護

気になること

文化・芸術の窓口

相続と遺言

葬儀とお墓

大切な人のメッセージ

成年後見制度

■成年後見制度は、認知症などの精神上の障害で判断能力が不十分な人に後見人などを付けて本人の生活を法律的に支援サポートする制度です。

- たとえば、認知症などで判断能力が十分でなければ、財産を適切に管理したり、自分に合った福祉サービスを選ぶことが難しくなります。
- 悪い人に財産をだまし取られたり、不適切な福祉サービスを提供されていましたりしててもわからないことがあります。
- このような場合に、後見人が財産を適切に管理したり、本人が適切な福祉サービスの提供を受けているかをチェックしたりする制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度とは

すでに判断能力が衰えてしまった人を、家庭裁判所が選任し、成年後見人等が支援する制度です。法定後見には判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3種類があります。

判断能力が全くなくなった場合には後見人が、そこまでいたらない場合は、保佐人、補助人が選任されます。

なお、後見人には、本人の親族がなる場合、弁護士等の法律専門家がなる場合があります。後者の場合には、費用がかかります。

後見人、保佐人、補助人の違いは？

違いは、それぞれの支援者である後見人、保佐人、補助人の権限の範囲が異なるところです。

後見人は…本人の行った法律行為を取り消しや、本人の代わりに法律行為を代理することができます。

保佐人や補助人は…家庭裁判所が決めた特定の行為について代理したり、取り消したりすることができます。

任意後見制度とは

将来、認知症などで判断能力が衰えたときに備えて、元気な時にあらかじめ、支援してくれる人と支援される事務の内容を契約で決めておく制度です。

- この契約は、公正証書で結んでおかなくてはなりません。
- 任意後見の業務が開始するのは、本人の判断能力が不十分になり、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してからになります。
- 任意後見監督人は、任意後見人の職務が適正に行われているかチェックする仕事で、家庭裁判所で選任されます。司法書士等の法律家や社会福祉士などの福祉の専門家が指定される場合が多いようです。

財産管理契約

法定後見、任意後見とも、精神上の障害で判断能力がなくなったり、低下した場合の制度ですが、身体的な障害等があり、自分で財産管理できない場合には利用できません。

このような場合、弁護士等の法律専門家と財産管理契約を結ぶことができます。弁護士個人と契約することになりますが、例えば、各都道府県の弁護士会には、高齢者・障害者等の支援センターがあり相談すると担当弁護士を紹介してくれ、また弁護士の財産管理の監督もしてくれます。

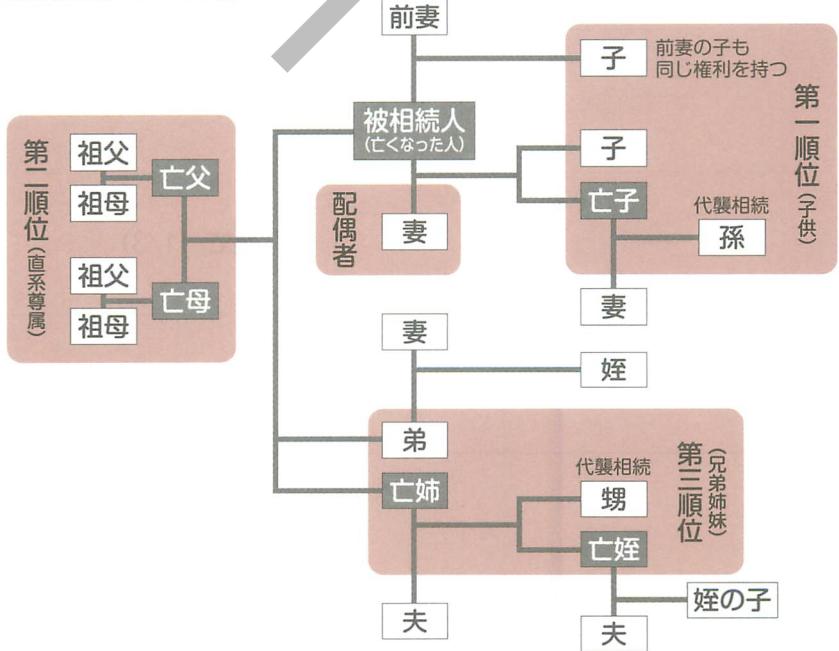
相続について

- 法定相続人とは…法律で定められた相続人のことを「法定相続人」といいます。法定相続人以外の人が財産を受け取るために遺言が必要になります。

相続の順位

- 配偶者は常に相続人になります。ただし、事実婚などで婚姻届を出していない場合は相続人になれません。
- 配偶者以外では、第一順位の子、子がいなければ第二順位の親、親がいなければ第三順位の兄弟姉妹が相続人になります。
- 相続人になる予定の子が亡くなっている場合にはその子である孫が、その孫が亡くなっている場合はひ孫が相続人になります。（代襲相続）
- 相続人になる予定の兄弟姉妹が亡くなっている場合には、その子である甥・姪が相続人になりますが、甥・姪も亡くなっている場合は、その子は相続人になれません。

法定相続人の系図



はじめに

自分のこと

家族と親族

友人・知人

財産管理

医療と介護

気になること

文化藝術の思い出

相続と遺言

葬儀とお墓

大切なへのメッセージ

法定相続分とは … 法律では、遺言がない場合に法定相続人が相続する割合が決まっています。それを「法定相続分」といいます。ただし、法定相続人全員が合意すれば配分を変えることができます。

遺留分とは … 遺言では本人の意思で自由に財産を分けることができますが、法律では法定相続人が最低限主張できる相続割合を定めています。それを「遺留分」といいます。なお、兄弟姉妹には遺留分はありません。

法定相続分と遺留分

相続人 相続人の構成	配偶者 (常に相続人)	子 (第1順位)	父母 (第2順位)	兄弟姉妹 (第3順位)
配偶者と子	1/2 (1/4)	1/2 (1/4)	—	—
配偶者と父母 (子や孫がない)	2/3 (1/3)	—	1/3 (1/6)	—
配偶者と兄弟姉妹 (子・孫・父母・祖父母がない)	3/4 (1/2)	—	—	1/4 (なし)
配偶者のみ	全て(1/2)	—	—	—
子のみ	—	全て (1/2)	—	—
父母のみ	—	—	全て (1/3)	—
兄弟姉妹のみ	—	—	—	全て (なし)

() 内が遺留分

最近の情報

従前、民法には、結婚している夫婦から生まれた子と比べ、結婚外でできた子の法定相続分を半分にするという差別規定がありました。平成25年9月、最高裁判所はこの規定を憲法違反とし、差別が撤廃されることになりました。

遺言について

遺言書の形式

エンディングノートに遺産分けの希望を書いても、残念ながら遺族に対する法的な強制力はありません。そこで確実に実行してほしいのなら、あなたの意思を「遺言書」という法的に有効な形式にする必要があります。

遺言書には多くの形式がありますが、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の二つが一般的に使われます。

●自筆証書遺言は、全文と日付、氏名を自分で書き押印するもの。

書く人にとっては手軽で費用もからないというメリットがありますが、相続発生後に検認の手続きが必要になるなど遺された人にとっては手間がかかる場合があります。

●公正証書遺言は、公証役場で公証人に遺言書を作ってもらうもの。

専門家が作成するため無効になる心配が少なく、検認の手続きが不要なことなど遺された人にとっては手間がかからず安心というメリットがあります。

秘密証書遺言とは、遺言する人が自分で作成した遺言書を公証人のところまで持っていくします。遺言書の内容を「秘密」にしたまま、遺言書の「存在」のみ公証人に証明してもらいます。この方式は、手続きが煩雑な割に公正証書遺言のような確実性がないため利用数が圧倒的に少ない形式です。

自筆証書遺言と公正証書遺言のメリット・デメリット

	概要	メリット	デメリット
自筆証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> ●全文と日付および氏名を自署し、押印する。 ●遺言者の死亡後、家庭裁判所で検認手続きを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●誰にも知られずに作成できる。 ●費用がほとんどからない。 ●証人(立会人)が不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●検認手続きが必要。 ●形式の不備や不明瞭な内容になりがちで、後日問題が起こる可能性がある。 ●偽造、変造、紛失の心配がある。
公正証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> ●公証役場で2人以上の証人の立ち会いのもとに、遺言の内容を公証人に口述し、公証人が遺言書を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●検認手続きが不要。 ●内容が明確で証拠力が高い。 ●無効になる恐れがない。 ●偽造、変造、紛失の心配がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●費用がかかる。 ●証人(立会人)が必要。

遺言書の書き方

自筆証書遺言のつくり方

自筆証書遺言書は全文の文書を自筆で書かなければなりません。保管に関する決まりはありませんが、偽造や変造されないように封筒に入れて封印することが大切です。

- 最初から最後まで自筆で書かなければなりません。パソコンやビデオテープ、代筆は認められません。
- 用紙や筆記具には規定はありません。しかし、筆記用具は後から修正できないように万年筆やボールペンが良いでしょう。

検認が必要

自筆証書遺言の保管者あるいは発見した相続人は、遅滞なく、家庭裁判所で検認の手続きを申し立てる必要があります。自筆証書遺言が封筒に入れられ封印されているときには、封印をあけずそのまま裁判所に持参する必要があります。

なお、遺言の検認を受けても、遺言書が有効であることが確定するわけではないことに注意する必要があります。

遺言書の存在を家族に知らせておくこと

遺言があることを家族が知らないと、遺言の発見が遅れたり発見されないことになります。遺言を書いたことと保管場所をエンディングノートに書いておくことをお勧めします。

公正証書遺言のつくり方

公正証書遺言を作るには、公証人に希望する遺言の内容を伝え、事前に文面を作成してもらいます。その上で、証人二人と一緒に公証役場に出向いて作成してもらいます。

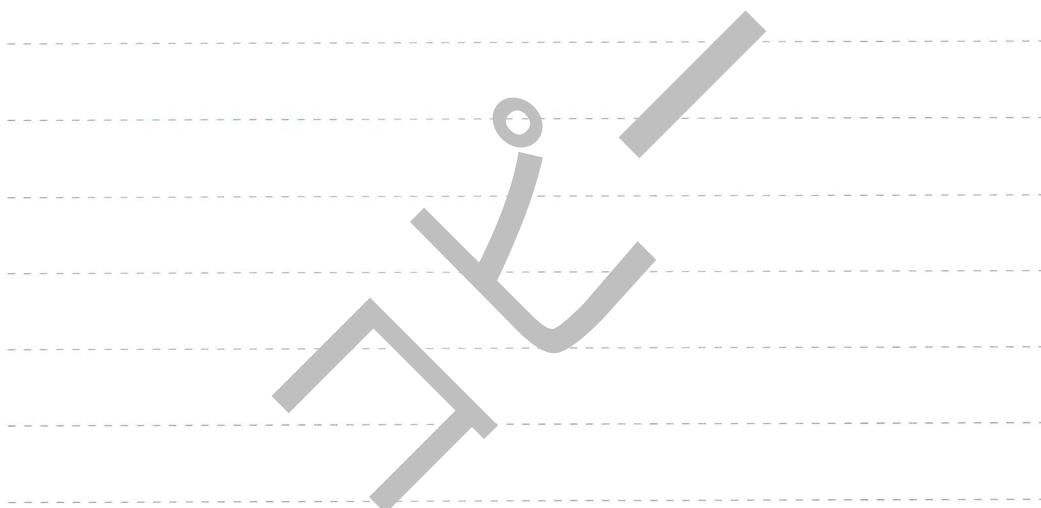
遺言の内容が複雑である場合には、弁護士など法律専門家に相談し、遺言書の文面を検討してもらうこともできます。

- 証人の条件は、成人であることが必要。また、相続人になる予定の人、遺言で財産を貰う人やその配偶者、直系血族などは証人になることはできません。
- 公証人とは、法務大臣によって任命された公務員で、遺言などの公文書を作成します。

検認はいらない

公正証書遺言は、相続発生後、検認の手続きをする必要が無く、すぐに内容を確認して実行できます。

メモ



はじめに

自分のこと

家族と親族

友人・知人

財産管理

医療と介護

気になること

文化芸術の思い出

相続と遺言

葬儀とお墓

大切な人のメッセージ